

恵泉幼稚園園則

第1章 総則

(目的)

第1条 本幼稚園は、学校教育法第22条及び第23条に基づき幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

(名称)

第2条 本幼稚園は、恵泉幼稚園（以下「本園」という。）という。

(位置)

第3条 本園の位置を、茅ヶ崎市中海岸3丁目1番19号に置く。

(入園資格)

第4条 本園に入園することのできる者は、満3歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

第2章 保育年限、学期、休業日及び保育時間等

(保育年限)

第5条 本園の保育年限は、1年、2年及び3年とする。

(学期)

第6条 本園は、1年を次の3学期にわけるとする。

- (1) 第1学期 4月1日から7月31日まで
- (2) 第2学期 8月1日から12月31日まで
- (3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第7条 本園の休業日は、次のとおりとする。なお、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、各号の規定にかかわらず休業日に保育を行うことがある。

- (1) 日曜日・土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 夏季休業 7月21日から8月20日まで
- (4) 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで
- (5) 学年末休業 3月25日から3月31日まで
- (6) 学年始休業 4月1日から4月7日まで
- (7) その他園長が必要と認めた日

(保育時間)

第8条 本園の保育時間は、午前9時から午後2時までとする。ただし、園長が必要と認めた場合、変更することがある。

第3章 保育内容、収容定員及び学級等

(保育内容)

第9条 本園の保育内容は健康、人間関係、環境、言葉及び表現等とする。

(収容定員及び学級)

第10条 本園の園児の収容定員は360名とし、12学級とする。

(職員組織)

第11条 本園の職員組織は、次のとおりとする。

- (1) 園長 1名
- (2) 副園長 必要に応じ1名を置く
- (3) 教諭 12名以上15名以内
- (4) 事務職員 3名以内
- (5) 園医 1名以上
- (6) 園歯科医 1名
- (7) 園薬剤師 1名

第4章 入園、退園、休園、修了及びほう賞

(入園許可)

第12条 入園は園長がこれを許可する。

(入園手続)

第13条 入園志望者は所定の入園申込書に必要事項を記入し、園長に提出しなければならない。

(退園、休園)

第14条 退園又は休園しようとする者は、その理由を記して保護者から園長に願い出るものとする。

2 病気、その他の理由により、他の園児に悪影響を及ぼすおそれのある者は退園または休園を勧告することがある。

(成績の評価)

第15条 各学年の課程の修了は、園児の平素の成績を評価し、学年末において認定する。

(修了)

第16条 園長は、園児が所定の全課程を修了したと認めたときは、修了証書を授与する。

(ほう賞)

第17条 心身の発達が著しく他の園児の模範となる者は、これをほう賞する。

第5章 入園料、保育料及び入園検定料等

(入園料、保育料及び入園検定料)

第18条 本園の入園料、保育料及び入園検定料は次のとおりとする。

入園料	年少	120,000円
	年中	110,000円
	年長	70,000円
保育料(月額)	3歳児	29,800円
	4歳児	28,800円
	5歳児	28,800円
入園検定料		5,000円

- 2 上記納付金は、所定の期日までに納入しなければならない。
- 3 納付された納付金は、原則として返還しない。ただし、入園手続終了後入園までの間に、保護者の転勤等の事情によって入園を辞退する場合は、入園料の全額又は一部を返還することとする。

(納付金の減免)

第19条 兄弟・姉妹が同一年度内に入園手続をとる場合に限り、第二子以降の子弟の入園料を規定の額の半額とする。

- 2 入園料について、年長が2学期に入園するときは入園料を50,000円、3学期に入園するときは入園料30,000円と読み替えることとする。
- 3 園児がやむを得ない事情により休園した場合又は特別な事情により保育料を納付できない場合は、申請に基づき、保育料の一部を減額することができる。

附則1 この園則は、2002(平成14)年4月1日から施行する。ただし、施設整備費の変更については、2001(平成13)年11月1日から施行する。この園則について必要な事項は、園長が別に定める。

附則2 この園則は、2007(平成19)年4月1日から施行する。ただし、入園料の変更については、2006(平成18)年11月1日から施行する。

附則3 この園則は、2009(平成21)年2月20日から施行する。

附則4 この園則は、2011(平成23)年4月1日から施行する。ただし、第18条の変更については、2011(平成23)年度入園児から適用する。

附則5 この園則は、2012(平成24)年4月1日から施行する。

附則6 この園則は、2014(平成26)年4月1日から施行する。

附則7 この園則は、2015(平成27)年4月1日から施行する。ただし、入園料の変更については、2014(平成26)年11月1日から施行する。

附則8 この園則は、2015(平成27)年4月1日から施行する。

附則9 この園則は、2017年(平成29)4月1日から施行する。ただし、保育料の変更については、2017(平成29)年度入園児から適用する。

附則10 この園則は、2017年(平成29)4月1日から施行する。

附則11 この園則は、2018年(平成30)8月1日から施行する。